

第1章

計画の概要

1-1 計画策定の趣旨

士別市は、平成15（2003）年3月に、「士別市福祉のまちづくり条例」を制定し、すべての人々が安心して快適に暮らし、自由に社会参加ができるよう、福祉のまちづくりの推進に努めています。

令和2（2020）年3月には、「第3期士別市地域福祉計画」（以下「第3期計画」という。）から引き継いだ「みんなが自分らしく安心して暮らせる「やさしいまち」をつくります。」を基本理念とした、令和2（2020）年度から6（2024）年度までの5年間を計画期間とする「第4期士別市地域福祉計画」（以下「第4期計画」という。）を策定しました。

地域福祉とは、地域における様々な生活ニーズへの対応にむけて、住民が主体的に関わり、互いに支え合う仕組みのこととされており、平成30（2018）年4月に施行された改正社会福祉法においては、支援を必要とする方が抱える多様で複合的な地域生活課題について、住民や福祉の関係機関が連携して解決をめざすという「地域福祉の方法」が定められました。

少子高齢化や人口減少が進展する市町村では、その影響から高齢者や障がい者等の支援を必要とする方の課題は複雑化し、その課題解決には、介護保険や障がい者支援、子ども・子育て支援など、各分野が横断的に対応し、市民や関係機関ともつながりながら地域社会全体を支えていくことが重要で、地域生活課題を明らかにし、その解決に向けた施策等を定め、支援体制を計画的に整備していく「地域福祉計画」は、大きな意義と役割を担っています。

市は、複雑化する地域生活課題の解決に取り組むべく、全ての市民が安心して心豊かに暮らすことのできる地域共生社会の実現をめざし「第5期士別市地域福祉計画」（以下「計画」という。）を策定します。

士別市福祉のまちづくり条例

前文

すべての市民が、基本的人権を尊重され、自由に行動し、社会参加のできるやさしいまち士別を実現することは、市民の共通の願いである。

このようなまちを実現するためには、障害のある人もない人も、お年寄りも若者も、また、大人も子どもも、多様な個性を有する一人ひとりが、住み慣れた地域において自らの意思に基づき、自立した生活を送り、かつ、社会参加を果たしていけるよう、市民一人ひとりがお互いに理解し、思いやりの心を持って尊重しあい、相互に支え合っていける社会を構築していく必要がある。

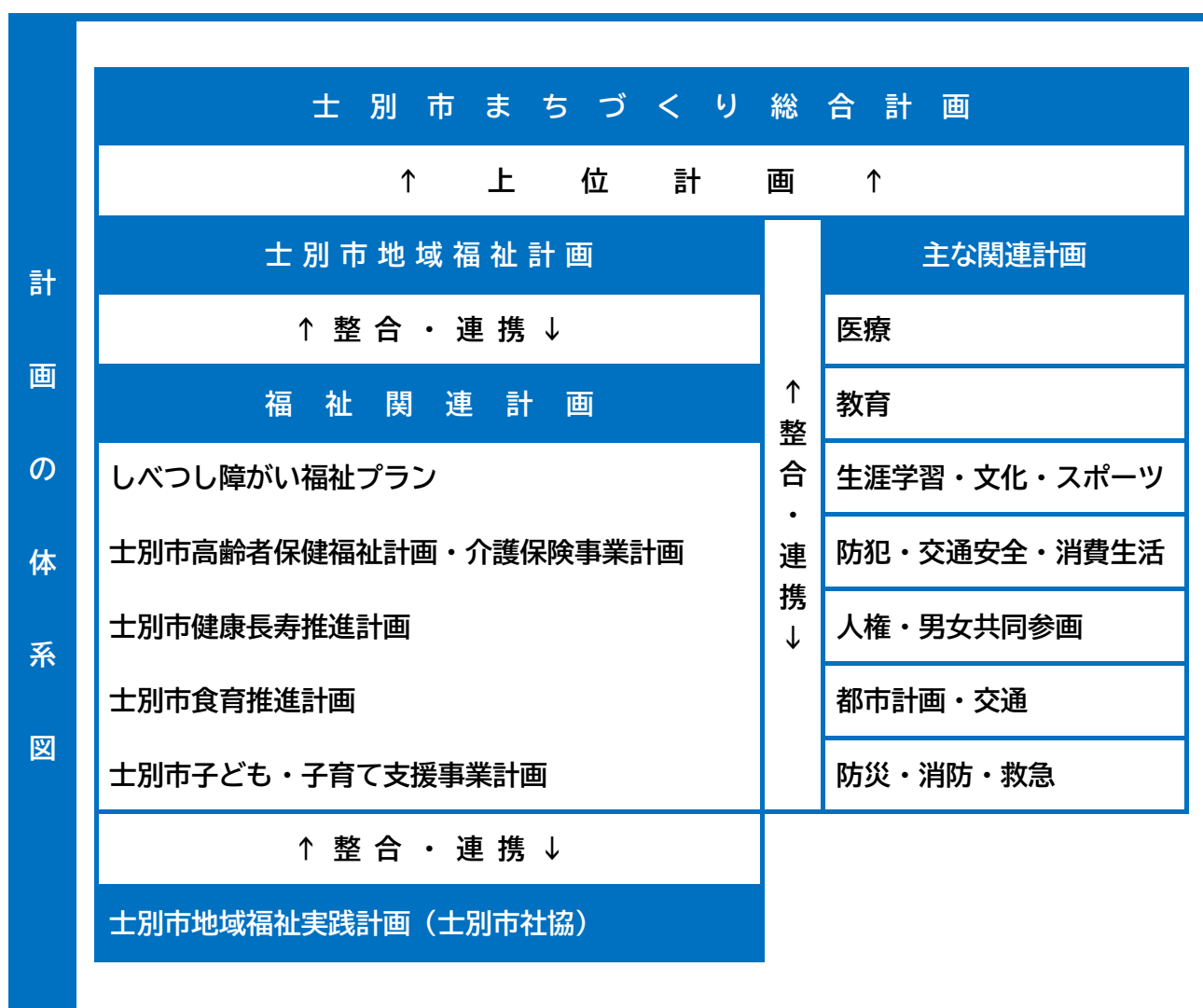
これからの社会がかつて経験したことのない高齢社会となることを考えるとき、私たちは、障害者や高齢者など日常生活や社会活動を行う上で行動上の制限を受ける人々の不自由さを感じとり、これらの人々が自由に生き生きと生活できるまちが、すべての人にとってやさしく住みよいまちづくりにつながるとの認識の下、社会のあらゆる分野で福祉的配慮が行きわたったまちづくりを協働という力によって積極的に推し進めなければならない。

私たち士別市民は、福祉のまちづくりに力強い一歩を踏み出すことが今日課せられた市民の責務であるとの思いを共有するとともに、その使命を深く自覚し、その役割を積極的に果たしつつ、一体となって人にやさしい福祉社会の実現に向けて取り組むことを決意し、ここに、この条例を制定する。

1-2 計画の位置づけ

この計画は、「社会福祉法第107条」にもとづく市町村地域福祉計画であり、士別市まちづくり総合計画を最上位計画に、高齢者、障がい者、児童等に関わる各個別計画の上位計画に位置づけるとともに、その他の関連計画との整合性と連携を図りながら、市民主体のまちづくりや幅広い市民の参加を基本として、市民の生活全般にわたる福祉向上を目標とし、今後の地域福祉推進の方向性を示すものです。

また、社会福祉法人 士別市社会福祉協議会（以下「士別市社協」という。）が策定する自主的な福祉活動を中心とした行動計画である ※地域福祉実践計画 と相互連携を図ります。



※地域福祉実践計画

地域福祉実践計画は、社会福祉協議会が呼びかけて、市民、地域において社会福祉に関する活動を行う者、社会福祉を目的とする事業（福祉サービス）を経営する者が相互協力して策定する地域福祉の推進を目的とした民間の活動・行動計画です。

資料：全国社会福祉協議会地域福祉部「地域福祉活動計画策定指針」

社会福祉法

(市町村地域福祉計画)

第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

(1) 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項

(2) 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項

(3) 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項

(4) 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

(5) 前条第1項各号※に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項

2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

1-3 計画の期間

本計画は、北海道地域福祉支援計画との整合を図り、令和7（2025）年度から令和12（2030）年度までの6年計画です。

主
な
計
画
の
期
間

主な計画	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11	R 12
士別市まちづくり総合計画	⇒⇒現行⇒⇒				⇒⇒次期⇒⇒				
士別市地域福祉計画	⇒⇒第 4 期⇒⇒			⇒⇒第 5 期⇒⇒					
しべつし障がい福祉プラン	※	⇒⇒第 1 期⇒⇒							次期
士別市高齢者保健福祉計画・介護 保険事業計画	⇒第 8 期⇒	⇒⇒第 9 期⇒⇒			⇒⇒次期⇒⇒			次期	
士別市健康長寿推進計画	⇒第 1 期⇒	⇒⇒第 2 期⇒⇒							
士別市食育推進計画	⇒第 3 次⇒	⇒⇒第 4 次⇒⇒							
士別市子ども・子育て支援事業計画	⇒⇒第 2 期⇒⇒			⇒⇒第 3 期⇒⇒					次期

※「しべつし障がい福祉プラン」は、令和5年度までを計画期間とした「士別市障がい者福祉基本計画」と「士別市障がい者福祉実行計画」を一体化した計画です。